

## 社会保険の適用拡大について

《医師国保の「うっかり喪失」を防ぐために、ご確認ください》

### ○令和6年10月以降、社会保険の適用範囲が拡大します

令和6年10月から、従業員数51人以上の事業所(現行は101人以上の事業所)で短時間労働者に対する社会保険(厚生年金)の適用範囲が拡大されます。

**従業員が51人以上の事業所(※)で以下の要件をすべて満たす短時間労働者**は、常勤職員と同様に、健康保険適用除外承認申請を受けて医師国保に加入する(医師国保+厚生年金)か、社会保険(協会けんぽ等+厚生年金)に加入することとなります。

#### ＜加入対象(短時間労働者)の要件＞

- ① 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満
- ② 月額賃金が月額8.8万円以上
- ③ 2か月を超える雇用の見込みがある
- ④ 学生でないこと(夜間学生・休学中を除く)

※厚生年金保険の被保険者(医師国保+厚生年金または、社会保険+厚生年金)の69歳以下の常勤職員が、1年のうち6か月以上51人以上となることが見込まれる事業所のことです。法人事業所の場合は、法人番号が同一であるすべての事業所の厚生年金被保険者の総数、個人事業所の場合は、事業所単位の厚生年金被保険者数となります。ご自身の事業所が該当するか等の詳細は、管轄の年金事務所へおたずねください。

### ○ダブルワーク先での社保適用にご注意を！

**複数の事業所で勤務される方**は、主たる勤務先の健康保険が医師国保であっても、他の勤務先で短時間労働者の社保適用に該当し、その事業所が医師国保に加入していないときは、社会保険(協会けんぽ等)に強制加入することとなります。

また、主たる勤務先で適用除外を受けている場合(医師国保+厚生年金)であっても、健康保険を統一する必要があるため、適用除外を取り下げて社会保険に強制加入(協会けんぽ等+厚生年金)し、医師国保を資格喪失することとなります。他の勤務先を退職したとしても、**事業所内で一度社会保険(協会けんぽ等+厚生年金)に加入した方は、退職等で一度資格を喪失しない限り、医師国保に再加入することができませんので、ご注意ください。**

### ○健康保険資格の適用をご確認ください

**すでに当組合の被保険者であっても、就職や別法人の役員等に就任して社会保険(協会けんぽ等)の適用になった場合は、その時点で医師国保の資格喪失となります。**

特に、事業主である組合員が資格喪失すると、准組合員がいる場合は准組合員も資格喪失になりますので、ご注意ください。



#### 【医療法人の組合員の方へ】

将来、医療法人を継承する医師が入職される際は、ぜひ医師国保にご加入ください。入職時に社会保険に加入すると、医師国保に加入することができなくなる場合があります。詳しくは、当組合までお問い合わせください。